

第 2 6 回 定 例 総 会 議 事 録

期 日

令和 4 年 9 月 1 4 日開会

令和 4 年 9 月 1 4 日閉会

米沢市農業委員会

令和4年9月14日（水）午前9時30分 米沢市農業委員会第26回定例総会をJ A山形おきたま米沢支店3階第1会議室に招集した。

出席委員（18名）

1 番 伊藤精司 委員	9 番 佐久間英之 委員	1 6 番 山王堂民榮 委員
2 番 小関善隆 委員	1 0 番 江口益美 委員	1 7 番 古畑功一 委員
3 番 高橋祐弘 委員	1 1 番 宮崎雅文 委員	1 8 番 樋渡由美 委員
5 番 佐藤利夫 委員	1 2 番 遠藤伊一 委員	1 9 番 二宮啓一 委員
6 番 田代昇一 委員	1 3 番 鈴木晃子 委員	
7 番 佐藤孝義 委員	1 4 番 大野澤進 委員	
8 番 高橋信夫 委員	1 5 番 相田市三郎 委員	

欠席通告委員（1名）

4 番 我彦正福 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（1名）

農政課 主事 鈴木琢朗

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	宍 戸 徹 朗
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	吉 田 潤
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第6号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 おはようございます。

これより第26回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を7番 佐藤孝義委員のご発声にてよろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

稲刈りがあちこちで始まっておるといようなことであります。そういったところで、お忙しい中、定例総会に出席していただきましてありがとうございます。

コロナも大分、ここ1週間下火というか1,000人を切ったということで、ちょっと落ち着いてきているのではないかなと思っております。しかし、まだまだ油断することなく、3密あるいはマスクとか基本的な感染対策をしながら、いろいろな作業や協議に励んでいただきたいと思います。

先日のブロック協議会、大変ご苦勞さまでありました。その中で、市長講話ということで、田代委員はじめ皆さんからいろいろ質問していただきまして、大変ありがとうございました。市長も担い手の確保というのは大事だということで、特に親元就農については、来年度何とか予算をつけたいということでもありますので、大変その点はよかったなと思っております。いろいろお話をしていただいて、市長の農業に対する思いも分かってきて、いいブロック協議会であったかなと私なりに思っております。

また、9月10日は食と農の元気っ子講座ということで、松川コミセンで参加者は7組、若いお父さん、お母さんに参加していただきまして、今回は米粉を中心にクッキーを作ったり、推進委員の後藤仁さんに米粉についての講話をしていただきまして、大変有意義な元気っ子講座だったと思っております。今回は、第3ブロックの佐藤委員、佐久間委員に手伝いをしていただきまして、大変よかったかなと思っております。参加した子供たちもお母さんたちも講話に対して質問をしたり、いろいろ我々も米粉についてあまり分かっていなかったのですが、後藤仁さんはもう10年くらい前から学校給食に米粉や米粉麺を納入していたということで、グルテンアレルギー、小麦粉のアレルギーの子供たちに米粉を使った食材を提供しているということで、加工の委託先は真室川の「りぞねっと」といったかな、その会社が米粉の製粉しかしていないので、小麦粉とかそば粉とかそういったものは一切混じらない製粉業者で、学校給食にも使ってもらっているというお話をしていまし

た。そういったことで、今ウクライナの戦争で、最近ではかなり米粉の需要もあるということをお聞きしております。道の駅と愛菜館でも米粉を売っているとも言っておられましたので、何かの機会がありましたら、使っていただきたいということです。米粉の品種は、自分のところで作ったコシヒカリだそうです。米の需要拡大を受けて、やはり米粉等もこれからも伸びていけばいいなと思っておりますので、その辺もご期待いただきたいと思います。

米の話ですが、概算金、はえぬきが1万500円というので、あと、つや姫が1万5,500円か。（「去年の500円アップです」の声あり）500円アップというようなことで、来年度の資材高騰を賄えるだけのアップになったかどうか疑問なところもありますが、昨年度みたいに下がるというよりは、何ぼでもアップしたということで期待が持てるのではないかなと思っております。そういったことで、いろいろございますが、定例総会、よろしくをお願いしたいと思います。今日は大変ありがとうございました。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることとなっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席者は、4番 我彦正福委員、1名であります。出席者は19名中18名であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第26回定例総会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、16番 山王堂民栄委員、17番 古畑功一委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事の運営について事務局からありますか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はありません。

議 長

ないので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号17号から19号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地

積は、田1筆 59.00㎡、畑4筆 846.00㎡、合計5筆 905.00㎡です。

受理番号17号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用年月日は、昭和62年頃です。申請理由は、昭和62年頃より通路兼駐車場として利用されているためです。

受理番号18号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和54年頃です。申請理由は、昭和54年頃より住宅敷地として利用しているためです。

受理番号19号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表地と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和40年より前です。申請理由は、昭和40年より前から耕作しておらず、非農地化しているためです。

以上、よろしくお願いします。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1、米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和4年8月10日に行われた第25回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件について、受理番号16号、17号及び18号の3件は、一般社団法人山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可日については、原則として許可相当と認める旨の答申書の日付と合わせる必要があります。よって、答申書が令和4年8月17日付であることから、下記の日付で許可しました。

受理番号16号、事業者、○○○○、用途、駐車場及び庭園兼雪捨て場の造成。受理番号17号、事業者、△△△△、用途、店舗の建設。受理番号18号、事業者、○○○○、用途、駐車場及び雪捨て場の造成の3件。許可日、

令和4年8月17日。

以上、よろしくお願いします。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告議案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議長
宮原主査

(挙手)

宮原農地主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号21号から23号の計3件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は田6筆 16, 696.00㎡、畑1筆 5, 385.00㎡、合計7筆 22, 081.00㎡です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地籍につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議長
全委員
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全委員
議長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査
議長

(挙手)

宮原農地主査。

宮原主査

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記の農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号21号から24号の4件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田5筆 8, 934.00㎡、畑9筆 3, 360.00㎡、合計14筆 12, 294.00㎡です。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他による交換です。

受理番号23号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他による使用貸借です。

受理番号24号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由はその他による財産分与です。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長

この件について、調査された委員は調査結果を報告してください。それでは、受理番号21号から24号を上程いたします。

9 番
議 長
9 番

(佐久間英之委員 挙手)

9番。

9番、佐久間です。

受理番号21号について説明を申し上げます。○○○○さん、△△△△さんの売買の関係になりますけれども、この案件につきましては、春先ですが、○○○○さんのお父さん、○○さんと△△△△さんの間で、一度皆様にご審議をいただいた件であります。その後、○○さんが亡くなりまして、相続をしてもう一度というようなことで今回要件になったものでありますので。中身については春先と何ら変わりありませんので、皆様のご審議をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

議 長
5 番
議 長
5 番

22号。

(佐藤利夫委員 挙手)

5番。

5番 佐藤です。

受理番号22号につきまして、調査結果を報告させていただきます。申請人と土地の表示につきましては記載のとおりでございます。この間、9月2日でしたけれども、受人の○○○○さん宅にお邪魔しまして、現地を確認し

てまいりました。今回は交換による３条の申請ということで、もう一つの交換の物件は原野でありまして、今回の申請地は〇〇〇〇さんの自宅の南側にある土地でありまして、双方話し合って交換するということになっているようです。登記も△△さんが全部行うということでありましたので、何ら問題なく許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

２３号。

１ ２ 番

(遠藤伊一委員 挙手)

議 長

１２番。

１ ２ 番

１２番 遠藤です。

私から受理番号２３番について、調査結果をご報告いたします。この案件は、〇〇〇〇さんと△△さんは親子でありまして、△△さんは既に新規就農者としてワインのブドウを栽培しているさなかであり、自分の作っている樹園地の中に、原野であって、人・農地のリニューアル事業を利用する、それに伴って名義を自分の父親から自分の名義に変更するという、使用貸借を結ぶという案件であります。将来はワイナリーを作って頑張りたいということで、〇〇の開墾部落という部落があるわけですが、そこはブドウ畑一帯で、前にも遊休農地化した田など見てもらった土地のところで栽培している方であり、一生懸命頑張っている方でありますので、よろしく願いしたいなと思っております。

議 長

２４番。

２ 番

(小関善隆委員 挙手)

議 長

２番。

２ 番

２４号についてご説明いたします。この案件については、離婚による財産の分与ということで、裁判や調停によらず当事者の協議による農地の分与に当たり３条許可が必要だというようなことの案件であります。〇〇〇〇さんと△△△△さん、これが離婚によって〇〇さんから△△さんに財産を分与するというようなことであります。田と畑全部でありますけれども、場所については〇〇〇〇の△△△△なんですけれども、その隣に農地があります。あとは向かい側の高速道路の橋の手前に２か所あります。何で△△さんが農地で分与するかというと、この農地については△△さんが全て耕作をしておったと。お互いの話合いの中で農地については△△さんに分与するというようなことのようにありました。伺った当日も農作業やっていて、本当に一生懸命△△さんがやっている状況でありました。何ら問題ないと思います。

以上です。

議 長

それでは、ただいまの受理番号２１号から２４号について、意見並びに質

問はありませんか。

1 6 番 議 長 (山王堂民衆委員 挙手)

1 6 番 1 6 番。 1 6 番 山王堂です。

2 3 番についてご質問いたします。この地目が原野なんですけれども、これ、原野だったら別にどうなんですか、現況は畑ですか。現況でいいの。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 こちら、人・農地リニューアル事業を活用するためには、使用貸借権ということでさきの説明にありましており、名義を変える必要があるということで、事業費大体 7 0 万円くらいかかるようなんですけれども、その補助金を受けるためにこちらの手続をしたという関係でご理解いただきたいと思います。

1 6 番 地目が原野ということで、農業委員会にかかるほどではないんじゃないかと質問しているんだけど。

宮原主査 農業委員会で許可をしないと、その事業が受けられないということでありますので、許可をお願いをしたいということです。現況主義なので農業委員会の許可が必要となっております。

議 長 委員会は全て現況主義で、地目が原野とかでも実際畑に使っていれば、農業委員会で関わるということになっておりますので。

1 6 番 そういうものにもリニューアル事業を使えるということですか。開墾でも使っていいということなんだ。

議 長 よろしいですか。そのほかございませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 2 1 号から 2 4 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号3号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、田のみ1筆 218.00㎡です。

受理番号3号 申請人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農業用施設の建設です。こちらは農振農用地（農業用施設）です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果についての報告をお願いいたします。

それでは、受理番号3号を上程いたします。

2 番 (小関善隆委員 挙手)

議 長 2番。

2 番 それでは、3号について私からご説明いたします。○○○○さんが農作業用施設を建設するという案件でございます。場所については近くに△△△△がありますけれども、そこから東に行って、最上川の手前、○○○○がありますが、ちょうどそのそばという場所であります。そこに農作業小屋を建てるという案件であります。現地を見させていただきましたが、○○○○の管理道と申請場所の間に△△△△の土地がちょっとあって、自分で今までそこも管理していたんですけど、そこを除いたところに建てるというようなことで、事前着工もなく許可相当だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号3号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号3号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号22号から27号の計6件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は田6筆 2,477.00㎡、畑5筆 1,380.00㎡、合計

11筆 3,857.00㎡です。

受理番号22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、駐車場及び資材置場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、店舗（ドラッグストア）の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号24号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は通路の拡張及び駐車場の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は物置敷地及び庭園兼雪捨て場の造成のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の2種農地です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農業用施設の建設のためです。こちらは農業用施設の農振農用地です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。それでは、受理番号22号から27号を上程いたします。

1 1 番

(宮崎雅文委員 挙手)

議 長

11番。

1 1 番

11番 宮崎です。

22号と23号の案件に関しまして、私も担当でありましたので調査結果をご報告いたします。

まず、22号につきまして、位置図をご覧くださいながら説明させていただきます。場所は、○○○○の場所ございまして、○○の踏切のやや南側の住宅地の一角となっております。記載のとおり△△△△さんの土地を○○○○さんが買い受け、この方、会社役員とありますけれども、△△△△の代表取締役でいらっしゃいます。その△△△△に土地を貸し付け、従業員用の駐車場にしたいと。また、資材置場にされたいということでの申請となります。

9月3日、現地を受人の○○さんと、また担当の△△行政書士ともお話を

して確認いたしました。周辺は現在も隣の土地を重機置場、また駐車場として使用しておりますが、確かに手狭となっております、従業員用の駐車場がどうしても欲しいということで、今回の申請となります。事前着工等はございませんでした。周辺の畑等への影響もないと思われますので、許可相当と思われます。ご審議よろしく願いいたします。

続きまして、23号の案件に関しまして、位置図をご覧いただきたいと思います。

場所は〇〇にありまして、△△△△のやや北側の〇〇の5差路の交差点の東の県道のところからちょっと入った場所の一角になります。9月3日、現地を確認してまいりまして、内容としましては、〇〇〇〇さんの土地を、東京のリース会社でありますけれども△△△△が開発をして、〇〇〇〇の建設という形になります。併用地と申請地を使つての店舗の建設となりまして、〇〇〇〇で建設作業を請け負うという形でありまして、併用地のほうは今まで一般住宅、車庫等ありましたので、解体工事が始まっておったんですが、工事の責任者の方とも確認したところ、申請地のほうは農地ということで判断しているということで、そちらは農業委員会の許可が取れ次第、工事を進めたいという内容でございました。また、行政書士の△△さんとも内容を確認して、それで間違いないということでございました。許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長
3 番
議 長
3 番

24号。
(高橋祐弘委員 挙手)

3番。
3番 高橋です。

それでは、我彦委員が欠席ということなので、調査結果をお聞きしておりますので、代わって報告させていただきます。

売買によりました申請地に道路の拡張と駐車場の造成ということでお話を伺っております。我彦委員の話によりますと事前着工等もなく、問題はないと思われましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長
5 番
議 長
5 番

25号。
(佐藤利夫委員 挙手)

5番。
5番 佐藤です。

受理番号25号につきまして、調査結果をご報告申し上げます。申請人と土地の表示につきましては、記載のとおりであります。今回、〇〇〇〇さんが物置敷地及び庭園兼雪捨て場の造成に関わる5条の申請であります。9月

2日になりますけれども、現地に行ってきました、〇〇〇〇さんご本人とお会いしてきました。場所は、△△△△の西側になります。今回、雪も毎年降るものだから、雪捨て場にしたいものだから自分の所有にしたいということです。事前着工もなく、許可相当と思われますので、よろしくご審議のほうお願いしたいと思います。

以上であります。

議 長
8 番
議 長
8 番

26号。
(高橋信夫委員 挙手)

8番。

8番 高橋です。

26号について、調査結果を報告いたします。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。都市計画法の用途地域内の3種農地に位置しております。使用貸借により一般住宅を建設する案件であります。9月2日に現地を確認しまして、代理人の△△行政書士からお話を伺いました。場所は〇〇〇〇、国道13号、ちょっと西側に入ったところですが、△△△△の南側に位置しております。申請人、△△さん、親子関係でありまして、一般住宅を建設する予定であります。周りには影響を受ける農地はありません。事前着工等ありませんでした。許可相当であります。ご審議よろしくをお願いします。

議 長
3 番
議 長
3 番

27号。
(高橋祐弘委員 挙手)

3番。

3番 高橋です。

それでは、私から27号の調査結果を報告いたします。使用貸借によりまして、申請地、農業用施設、畜舎を建設する申請でございます。申請人、土地の表示等は議案書記載のとおりでございます。位置図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇でございます。右側に東北中央自動車道が走っておりまして、その手前が△△△△でございます。その西側に位置するところでございます。

現地調査は、9月6日の日に申請地において〇〇〇〇さんに話を聞いてきました。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございまして、△△さんの時代から和牛の肥育を行っているということで話を聞いておりました。そして、申請地の西側に古い肥育の畜舎がございしますが、これから肥育を拡大していきたいという〇〇さんの話で、今回の牛舎建設ということでの申請でございます。周辺の農地は〇〇さんが耕作しておりまして、影響はないと思われます。また、住民の方々にも、この牛舎建設をするに当たり、いろいろ

ろ迷惑をかけるということで、ご挨拶に回ったということで問題ないと思われます。事前着工もございませんので、許可相当と思われますので、よろしくご審議のほうをお願いします。

以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号 22 号から 27 号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号 22 号から 27 号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第 5 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任 (挙手)

議 長 須貝主任。

須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号 1 号から 2 号の計 2 件です。内訳は、貸借権の新規が 1 件、貸借権の再設定が 1 件です。申請人及び土地の表示等については、記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ 10 筆 21, 325.00 m²、合計も同様です。

受理番号 1 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

受理番号 2 号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。

なお、本件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長代理 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議長代理 ないので、受理番号 1 号から 2 号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議長代理 異議がないので、議第 5 号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

次に、議第 6 号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原主査

(挙手)

議 長

宮原農地主査。

宮原主査

議第 6 号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、は本日提出者であります米沢市より、農政課職員の出席がありますので、担当職員がご説明を申し上げます。

鈴木主事

(挙手)

議 長

どうぞ。

鈴木主事

農政課の鈴木と申します。私から米沢農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。

今回の変更は、農用地区域からの除外による計画の変更 3 件となります。

それでは、説明に移ります。

まず初めに、図面番号 1 について、要望者は〇〇〇〇になります。変更要望地、地目、面積は記載のとおりでございまして、農用地区域から白地への除外となります。除外目的は△△△△の拡張になります。操業から約 20 年経過しておりまして、今後としまして、お客様の利便性ですとか商業施設としての魅力度の向上を図るべく、新店舗の参入や駐車場の拡大を計画されております。なお、新店舗につきましては、詳しく情報が入っているわけではございませんので、具体的な名称を申し上げることはできませんが、2 店舗ほど参入する計画となっております。また、既存の店舗である〇〇〇〇は現状のまま、△△△△と〇〇〇〇については敷地拡張後に敷地の一番北側に再配置する計画となっております。なお、当該地は都市計画域内無指定となっており、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

次に、図面番号 2 について、要望者は〇〇〇〇にお住まいの〇〇氏であります。変更要望地、地目、面積は記載のとおりでございまして、農用地区域から白地への除外となります。除外目的は雪捨て場の設置となります。要望者は要望地の隣接地に住んでいらっしゃる状況でありまして、自宅西側の裏から落雪する雪の処理に悩んでおられました。小屋の北側及び南側につきましては、ほかの方の住居あるいは敷地に面しておりまして、小屋から落雪した雪が近隣住民に対して多少なり迷惑を与えてしまっていることから、小屋西側に接しております沿道、特に何の利用もされていない土地を雪捨て場として利用したい考えでいらっしゃいます。また、冬季は当然ながら雪捨て場としての利用となりますが、夏場につきましては、家庭菜園としても利用する意向であります。なお、当該地は都市計画区域内無指定区域となっており、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

最後に、図面番号3について、要望者は〇〇〇〇になります。変更要望地、地目、面積は記載のとおりでございまして、農用地区域から白地への除外となります。除外目的につきましては、発電事業に必要な開閉所の設置になります。要望者は△△風力発電の事業を計画しておりまして、その事業の実施のために〇〇〇〇区内において開閉所の設置が必要不可欠であり、さらに送電線鉄塔に一定の範囲内で建設する必要があることから、要望地の選定になっております。△△からの電力供給につきましては地下埋設で計画されておりまして、現状としまして多くの電線等が入っている国道13号線の地下を通すことは不可能であることから、板谷経由で引っ張ってくる計画を立てているとでございます。また、要望地及びその周辺土地については、一帯が原野化している状況でございまして、今後農地としての利用見込みが非常に薄いことなども考慮しますと、要望地の選定は特に問題がないものと思われれます。なお、当該地は都市計画区域内無指定区域となっており、周辺地域における農業関連事業の投資状況はございません。

私からは以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は調査結果について説明をしてください。

それでは、図面番号1号からNo.3を上程いたします。

1 1 番

(宮崎雅文委員 挙手)

議 長

1 1 番。

1 1 番

1 1 番 宮崎です。

No.1の〇〇〇〇の拡張の件に関しましてご説明申し上げます。9月6日、現地を確認してまいりまして、場所は△△△△の北側の場所になります。全体豆畑になっているようでしたが、こちらを拡張されたいという内容でありました。△△△△と〇〇〇〇の建物が北側に移動されるということで、この北側の3筆の畑には現在アスパラガスが作付をされている方がおりますので、日照等こちらに影響がないように配慮していただければ問題ないかと思えます。よろしくお願いいたします。

3 番

(高橋祐弘委員 挙手)

議 長

3 番。

3 番

3 番 高橋です。

No.2の調査結果をご説明申し上げます。9月6日の日に申請地を確認してまいりました。雪捨て場と、その後夏とか家庭菜園として利用したいとの申請でございまして。西側に農地、田んぼがありますが、その農地への影響は、この雪捨て場を作ることによって影響はないと判断をいたしました。事前着工等もないので、よろしくお願いいたしますと思えます。

それでは、No.3のほうも引き続きご説明させていただきます。

我彦委員の担当の調査区でございますが、先日の農事相談の折に、我彦委員のほうから現地確認等を行って、事前着工もなく、また周辺農地への影響はないと判断していると聞いておりますので、問題ないと思われます。

以上でございます。

議 長
3 番
議 長
3 番

ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。
(高橋祐弘委員 挙手)

3 番。

3 番。

No.1 の計画変更についてですが、今回、今までの〇〇〇〇、△△△△、〇〇〇〇に続いてまた拡張ということになっておりますが、この雨水排水は今までどうやっていたのか。今後、この面積の雨水排水はかなり膨大な量になると思われますので、周辺の水路等への影響はどう考えていますか。

鈴木主事
議 長
鈴木主事

(挙手)

鈴木さん。

今ご質問ありましたが、今までの雨水排水については、私も確認不足で存じ上げておりませんが、今後の雨水排水につきましては、昨日業者の方が農政課に来られまして、具体的な見通しはまだ立っていないとお話を聞いた上で、側溝を入れるかどうか、側溝を入れたらどうかを検討した上で、今後都市計画課及び農業委員会事務局に、操業する際に土地利用計画図と流水計算書の作成を進めた上で、大雨が降った際のそういった水量を考慮した上で、今後工事を進めたいと思いますとのお話を聞いております。詳しい内容につきましては、土地利用計画図及び流水計算書をご参照いただければと思っております。

以上です。

議 長
3 番
議 長
3 番

高橋委員よろしいですか。

(高橋祐弘委員 挙手)

どうぞ。

ここは一応塩井地区管轄の土地改良区関係の水路だよね。これは今までは別段問題はなかったんですか。分かればよろしいです。

1 0 番
議 長
1 0 番

(江口益美委員 挙手)

1 0 番。

1 0 番 江口です。

土地改良、新しくあいつた施工延長部分も立てながらやっているわけですが、大雨によれば、やはり今言ったような広大な雨水が入るということで、問題ないわけではないというふうに思っています。水路については、側溝は十分に考慮してもらって、その辺のコントロール、この間みたいな大

雨になったときはしょうがないと言えましょうがないんだけど、十分に考慮していただいて、雨水対策はよろしく願いしたいというふうに思っております。

議長 そのほかありませんか。5条でもう一回案件で上がってくるわけだね。今回は農用地の除外というのみでね。そのときにまた。維持管理とかそういったところでちゃんと調査に行く人、きちんと対応していただきたいと思います。

6番 (田代昇一委員 挙手)

議長 どうぞ、田代委員。

6番 田代です。

今回は△△地区がすると。昔と違うのは、地面はアスファルトになりコンクリートになって地下浸透はしないと。その雨水は必ずどこかに流れていくと。ちょうどあそこは西側に鬼面川があるから鬼面川に流せばやんばいになると。わざわざ町側にも、こちらにも行かないだろうから。で、その水が低いところに来るんですよ。△△を経由して必ず〇〇に来る。これはしょうがないんだ、来るんだもん。そうすると、1つの水が2つになり、2つの水が4つ、10になるのよ。これは上の方はあまり感じないと思います。下は本当に、お金落ちてくるんならいいけれども、雨が落ちてきたのでは、まあ冗談を含めると。そういうことで、この場に許可が出れば工事がなされるというわけですよ。その工事をする人は、そこのところだけの計算書ですからね、はっきり申し上げて。そこだけ。そこから下った下のことなんて考えないわけだ。そういうことも全部鑑みて、あそこな、側溝も含めてどうなるか分からないけれどもお話してください。

そして、去る8月3日に映像とか新聞にも載った、線状降水と。毎年こういったものがあります。そしたら毎年難儀するだろうから、だからといって言えば、極端に言うとも西側の鬼面川にでっかい水路を通すようなこともこれから考えないと。ここで言ってもそれはいかなだろうけれども、とにかく低いところしか水は来ないから、ということも考えて業者さんとかいろいろな方とお話ししていただければ幸いです。お願いします。

議長 そのほかありませんか。いいですか。(「はい」の声あり)

ないので、図面番号No.1から3については水路関係の意見がありましたが、農地の変更については異議がないということでよろしいですか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、図面番号No.1からNo.3について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定いたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了しました。農政課の鈴木さん、

ご苦労さまでした。

続いて、2のその他に移ります。

農政振興等に関する改善意見や施策について、話題提供として発言をいただきたいと思います。

今回は7番 佐藤孝義委員にお願いいたします。佐藤委員よろしく願いします。

7 番

7番 佐藤孝義です。

皆様に資料を配らせていただいたので、ちょっと目を通していただきながら話を聞いていただきたいと思います。今回は、相続した土地を国に返すという制度が来年4月27日からスタートするという、そういう情報を受けまして、内容は相続土地国庫帰属制度という内容です。なぜこういうのを話題にしたかという、4月頃、〇〇〇〇の方から農地のあっせん依頼が来まして、その人の土地は10年以上作っていないで、そこのおじいちゃんももう全然できない状態で、その奥さんと話したときに、子供たちも地元にはいないし、もし旦那さんが亡くなったら自分が相続しなきゃならない。今のうち誰かに作ってもらいたいというものだったんですけども、周りの人は作らないというので、そのおばあちゃん、最後に、本当は国に返していいよと言われたんです。それで、もうそういう制度があるのを知らなかったの、話を濁して電話を切ったような形になってしまったんですけども。ちょっと家へ帰ってグーグルで見たら、こういう制度が、法律が来年4月からできると。これは農地も含む、森林も含むという内容だったので、自分のことを考えたら、ちょっと俺の田んぼも中山間地で、将来やめるとき中間管理機構も多分手を出さないような場所なので、何かこれは自分も考えなきゃならないかなみたいな、自分にもメリットがあるかなと思って調べてみたんですけども、要件として崖のある土地、建物のある土地、あと埋設物がある土地、そういうのは除外だそうです。農地に関しては荒らさないでおけば、木等も切っていない状態であれば、それも可能みたいなのところもあるし、ただし、申請費と10年分のその土地の管理費を国のほうに支払わなきゃならないというデメリットもありまして、これがどういうふうに動くか。まだ施行されていないので事例もないということなので、今のところ何とも言えないんですけども、自分のことを考えたらこれもありかなということで、皆さん、中山間地に関しては、こういう事例が多々これから出てくると思うので、こういう法律があるということを皆様にご周知していただきたいなと思って提案しました。ちょっと内容的に、この配った資料では分からないと思うので、結構ユーチューブ等が出ていますので、ご覧になっていただければ、そちらのほうに分かると思います。

以上でございます。

議 長 ただいまの佐藤委員の話題提供ということでお話ありましたが、質問とかあれば。意見等ありましたら、分かる範囲で答えてくれると思いますけれども。これ、農地については農業委員会の許可とか何か必要なの。

7 番 農業委員会、出てないんじゃないかな。農地に関して農林大臣とかそういうのが絡んでくるというので、許可をするのが法務大臣だそうです。

議 長 10年間の管理料を払える人なら。どのくらい払うのかも分からないしな。皆さんから何かなかったら終了してよろしいですか。（「はい」の声あり）それでは、皆さんからその他について何かございませんか。

5 番 (佐藤利夫委員 挙手)

議 長 5番。

5 番 5番 佐藤です。

お願いなんですけれども、今まで申請の締切等で毎月28日になっているんでしょうか。（「そうです」の声あり）それで、郵政省も働き方改革ということで、土曜日、日曜日、祝日は休みになっております、集配の。そうしますと、受付をしていただいても、その中に土曜日、日曜日が入ると、現地調査の確認ということで遅れてくるのがかなりありますので、その28日の締切りを3日早めて25日とかいうのは可能なんではないでしょうか。

宮原主査 (挙手)

議 長 宮原農地主査。

宮原主査 締切日の変更は考えておりません。できるだけ申請を受け付けたらすぐに調査のご依頼をしていくことと、28日ぎりぎりになってしまっていて調査期間がどうしても取れない場合は、私どもでご自宅に直接お持ちしますので、それでもどうしても駄目な場合、締切日を変えるような検討をさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

5 番 実は今回、8月3日の豪雨によりまして、うちの前の畑もかなり水害が出たんですけれども、その関係もありまして、その調査依頼が来るのが、やはり早めだといいんだけど、遅れ遅れになってしまうと、そして農事相談が10日前なわけですか、毎月ね。そうしますと、正直言って調査どころではないわけです、自分のことで精いっぱい。だから、ある程度そういった余裕があればなということで、今ご提案させていただいたものですから、できればやはり、皆さんが今までですと28日まで持っていけばいいべという感覚で、それ以前になかなか持ってくる人っていないと思うのよ。だからそういうこともあるものだから、やはり3日早めて周知していただければなというふうに思います。

以上です。

議 長 では、事務局でなお検討していただきたいと思います。
そのほかありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 そのほか事務局から連絡等ございませんか。
なかったらこれをもって本日の全日程を終了いたします。皆様、慎重審議、
ご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会 午前１０時３０分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年9月14日（水）

米沢市農業委員会

議長

伊藤 精司

議事録署名委員

山王堂 民榮

議事録署名委員

古畑 功一